

## 百目木公園

### 1 指定管理者が管理を行う施設の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

百目木公園

袖ヶ浦市百目木200番地

#### (2) 設置目的

百目木公園は、旧小櫃川河川敷を活用した市内で唯一の地区公園であり、良好な自然環境の創出及び保全を行い、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、スポーツの推進及び防災機能の向上等を図ることを目的とする。

#### (3) 指定管理者が行う業務内容

ア 百目木公園の運営に関する業務

イ 百目木公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 百目木公園の使用料の収納に関する業務

エ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

### 2 非公募により指名した理由

百目木公園の指定管理者は、憩いや遊び、スポーツなど市民の様々な利用目的に対応し、誰もが安心して利用できるよう、安全で快適な安らぎの場を継続して提供し続けることのできる団体が適当である。

現在の指定管理者である百目木公園管理組合は、これまで公園周辺住民の協力を得ながら、様々な運動施設を有している百目木公園を効率良く、きめ細やかな維持管理を行ってきた。そのことにより、百目木公園は、少年野球をはじめとする各種スポーツ大会の会場として広く利用され、管理の行き届いた公園として、市内外に周知されるまでになった。

以上により、本施設は、維持管理業務に関するノウハウの蓄積及び事業の継続性を要するとともに、地域との連携も重要な施設であることから、百目木公園管理組合を指名したものである。

### 3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	百目木公園管理組合
所 在 地	袖ヶ浦市百目木200番地

設立年月日	昭和59年10月1日
資本金	—
従業員数	17人 ※令和2年11月1日時点
主たる業務内容	1 百目木公園に関する受託管理業務 2 業務に必要な知識及び技術の習得 3 袖ヶ浦市が推進する事業への協力 4 利用者の満足度向上のための自主事業 5 組合員の福利厚生に関する業務

#### 4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

##### (1) 事業計画等

利用者の増加策については、独自のパンフレットやポスターの作成、ホームページのリニューアルをすることで、公園を活用したイベントなどの情報を、年間を通じて広くPRすることで、利用者の拡大を図る。

百目木公園管理組合の収支計画については、将来的な修繕費の増加を踏まえた予算計画を立て、現実に対応したものとする。また、自主事業を活発に行うことで、収入増を図り、その収入で施設管理ができるようにする。

百目木公園管理組合の人材については、退職者により公園管理業務への支障が生じないように後任者の育成に力を入れており、地元からの雇用を積極的に行う。

また、各種イベントには地元住民の参加を促すことで地域の活性化を図る。

安全対策としては、消防署で開催しているAED等の使用講習会への参加のほか、1日3回の公園巡視を行うとともに、危険な遊具を発見した場合には、即対応するなど、安全管理体制を徹底する。

##### (2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和3年度	24,080千円
令和4年度	24,080千円
令和5年度	24,080千円
令和6年度	24,080千円

令和7年度 24,080千円

## 5 指定管理者候補の選定概要について

### (1) 募集経過の概要

非公募により指名し、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 令和2年7月1日から同年8月28日まで

イ 応募者説明会 令和2年7月22日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和2年7月27日から同月29日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 令和2年8月26日から同月28日まで

### (2) 審査方法及び選定結果

10月8日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手續条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、百目木公園管理組合を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を百目木公園の指定管理者として指定するものである。

### 指定手續条例（抜粋）

（指定候補者の選定）

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

(1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

(2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。

(3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

2～4 (略)

(委員構成)

副市長(委員長)、総務部長(副委員長)、企画財政部長、総務部参与、指定管理者制度導入施設担当部署の部長(市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長)、有識者3名(P T A連絡協議会選出者、商工会選出者、千葉県中小企業診断士協会選出者)

## 採 点 結 果

施設名称：百目木公園【非公募】

応募団体：百目木公園管理組合

評 価 点 数	1 6 8 点	
上記評価に対する	適 正	不適正
選定委員会の判定	1 0 名	0 名

### 評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点	劣	普通	優	特優	評価点数	
① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (指定手続条例第5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
	② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。 (指定手続条例第5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針		20	0	12	16	20
	イ 利用者の増加を図るための具体的手法	9	105	0	3	6	9	6
	ウ サービスの向上を図るための具体的手法及び当該施設の効用を最大限に発揮させるための手法	31		0	17	24	31	19
	エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性	20		失格/0	12	16	20	13
	オ 管理に係る経費の削減効果	25		失格/0	3	20	25	4
	③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足る人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 (指定手続条例第5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性		20	100	失格	12	16
イ 安定的な運営が可能となる人的能力	30	0	18	24		30	18	
ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	40	失格/0	24	32		40	24	
エ 類似施設の運営実績	10	0	6	8		10	8	
④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 (指定手続条例第5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	14
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		275	275	失格	149	218	275	168

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じ、配点を上回る加点を行う場合がある。

【欠落事項】ア 選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（149点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。